

添付書類(6) 略歴書

1. 略歴書の作成の必要な人(同一人が2職以上兼ねる場合は1枚でよい)

- ①代表者
- ②役員(会計参与、監査役含む)
- ③政令使用人
- ④専任の宅地建物取引士
- ⑤相談役及び顧問

2. 「職歴」

- ①最終学歴後の経歴を、半年以上の期間の隙間がないように「自～至」を明記し、半年以上の無職の期間は、「無職」と記入する。
- ②職務内容については、実態にそって、営業、設計、経理などわかりやすく記入する。
- ③非常勤の役員の場合、(非常勤)と記入する。
- ④複数の会社の役員をしている場合、各社における常勤・非常勤の別を記入する。
- ⑤提出の会社で常勤しているが、宅建業に従事していない場合は、(常勤・宅建業非従事)と記入する。

3. 申立書等が必要な場合

- ①代表者が他の会社等の代表者を兼務し、どれも非常勤でない場合、代表権を行使できる状態を確認するため、それらの会社等が同一敷地内にあり、それぞれの会社等が独立性を有する旨の申立書が必要。→(見本1)
- ②専任の宅地建物取引士について、専任性確認のため、次の場合には、申立書等が必要。
 - ア 個人業者で、代表者であり、かつ専任の宅地建物取引士でもある者が、行政書士等を兼業する場合、同一事務所にて営業している旨の申立書が必要。→(見本2)
 - イ 専任の宅地建物取引士が他に専任を要求される業務(専任の技術者、管理建築士等)を兼務する場合、他に兼務している業務が同一会社のものであり、なおかつ同一場所で勤務している旨の申立書が必要。→(見本3)
 - ウ 専任の宅地建物取引士が、他の会社の役員をしている場合、他の会社が作成した「非常勤証明書」が必要。→(見本4)
 - エ 専任の宅地建物取引士が、他の会社から出向している場合、他の会社が作成した「出向証明書」又は辞令書等の写しが必要。

- オ 新規免許で、申請時に、専任の宅地建物取引士がまだ他へ勤務している場合で、免許時に専任体制を確保する場合は、「申立書」と「承諾書」が必要。
- ・現勤務先を退職する旨の専任の宅地建物取引士の「申立書」→(見本5)
 - ・その専任の宅地建物取引士を退職させる旨の、現勤務先代表者の「承諾書」→(見本6)
- カ 法人の代表者であり、かつ専任の宅地建物取引士でもある者が、別人格の行政書士等の業務をあわせて行おうとする場合、宅建業勤務時間内に行政書士等の業務を行わない及び業務量に係る申立書が必要。→(見本7)
- キ 専任の宅地建物取引士の、住所(住民登録地)と居所が異なる場合、その居所に実際に所在していると客観的に判断できる書類(公共料金の領収書等)が提出できないときの申立書が必要。→(見本8)

添付書類(6)

略 歴 書

住 所	広島市中区竹屋町0-0 電話番号(082)000-0000		
(フリガナ) 氏 名	タッケン イチロウ 宅建 一郎	生年月日	S 42年 1月 1日
職 名	代表取締役、専任の宅地建物取引士	登録番号	(広島)第 100000 号
職 歴	期 間	従事した職務内容	
	自 H 1年 4月 1日 至 H 7年 3月 31日	宅建建設(株) 営業	
	自 H 7年 4月 1日 至 H 8年 1月 10日	無職	
	自 H 8年 1月 11日 至 H 25年 1月 9日	宅建商事(株) 取締役 (常勤)	
	自 H 25年 1月 10日 至 年 月 日	宅建商事(株) 取締役 (非常勤)	
	自 H 25年 1月 10日 至 R 1年 11月 1日	宅建(有) 代表取締役 (常勤)	
	自 H 28年 6月 1日 至 R 1年 11月 1日	" 専任の宅地建物取引士	
	自 R 1年 11月 1日 至 年 月 日	同社商号変更 宅建(株) 代表取締役 (常勤) 専任の宅地建物取引士	
	自 年 月 日 至 年 月 日	<p style="color: red;">この場合、専任の宅地建物取引士である宅建一郎が、宅建商事(株)の非常勤取締役であるので、宅建商事(株)が発行する非常勤証明書(見本4)を添付。 また、宅建一郎は兼業の建設業(広島県知事許可)にて専任の技術者になっているので、申立書(見本3)を添付。</p>	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
自 年 月 日 至 年 月 日			

上記のとおり相違ありません。

令和 3年 3月 10日

氏 名

宅建 一郎

添付書類(6)

略 歴 書

住 所	広島市南区段原 0-0 電話番号(090)0000-0000		
(フリガナ) 氏 名	タッケン ジロウ 宅建 二郎	生年月日	S 45年 1月 1日
職 名	取締役、政令使用人、 専任の宅地建物取引士	登録番号	(広島)第 100001 号
職 歴	期 間	従 事 し た 職 務 内 容	
	自 H 4年 4月 1日 至 H 20年 4月 30日	県庁建設(株) 営業	
	自 H 20年 5月 1日 至 H 29年 4月 30日	宅建商事(株) 営業	
	自 H 28年 1月 1日 至 H 29年 4月 30日	宅建(有) 取締役 (非常勤)	
	自 H 29年 5月 1日 至 R 1年 11月 1日	宅建(有) 取締役 (常勤)	
	自 R 1年 11月 1日 至 年 月 日	同社商号変更 宅建(株) 取締役 (常勤)	
	自 R 1年 11月 15日 至 年 月 日	宅建(株) 紙屋町支店 政令使用人、専任の宅地建物取引士	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		

上記のとおり相違ありません。

令和 3年 3月 10日

氏 名

宅建 二郎

添付書類(6)

略 歴 書

住 所	広島市南区宇品0-0		
	電話番号(090)0000-0001		
(フリガナ) 氏 名	タツケン サプロウ 宅建 三郎	生年月日	S 48年 1月 1日
職 名	取締役	登録番号	
職 歴	期 間	従事した職務内容	
	自 H 7年 4月 1日 至 H 20年 4月 30日	〇〇土木(株) 経理	
	自 H 20年 5月 1日 至 年 月 日	宅建商事(株) 取締役(常勤)	
	自 R 1年 11月 1日 至 年 月 日	宅建(株) 取締役(非常勤)	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		

上記のとおり相違ありません。

令和 3年 3月 10日

氏 名

宅建 三郎

添付書類(6)

略 歴 書

住 所	広島市中区平野町 0-0		
	電話番号(090)0000-0002		
(フリガナ) 氏 名	タツケン シロウ 宅建 四郎	生年月日	S 51年 1月 1日
職 名	監査役	登録番号	
職 歴	期 間	従事した職務内容	
	自 H 10年 4月 1日 至 年 月 日	〇〇電機(株) 営業	
	自 R 1年 11月 1日 至 年 月 日	宅建(株) 監査役 (非常勤)	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		

上記のとおり相違ありません。

令和 3年 3月 10日

氏 名

宅建 四郎